

消防救第 200 号  
平成 25 年 11 月 28 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長  
（公 印 省 略）

### 救急活動における適切な対応の徹底について

今般、出動先や搬送先医療機関を誤認し、到着時間が遅延するという事案が続いて発生しました。このような事案の発生については、再発防止を図っていかなければなりません。標記の件については、「救急活動における適切な対応について」（平成 21 年 1 月 29 日付 消防救第 28 号 消防庁救急企画室長通知）により周知しているところですが、改めて下記のとおり貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む）に対し周知されますようお願いいたします。

### 記

#### 1 出動指令受信から現場到着までの対応について

- (1) 出動指令を受信した場合は、出動場所、順路等を確実に確認後、出動すること。
- (2) 事案を確実に特定するため、発生場所、搬送すべき傷病者や通報者に関する情報等、確実に聴取・記録し、救急隊員相互において情報の共有化を図ること。
- (3) 出動場所の特定が速やかにできない場合には、必要に応じて出動番地及び出動順路を再確認すること。
- (4) 現場到着時には、指令された場所、傷病者や通報者等を確認し活動に着手すること。

#### 2 現場出発から医療機関到着までの対応について

傷病者を搬送する際には、搬送先の医療機関名、所在、順路等を救急隊員相互において確実に確認すること。また、必要に応じて、搬送開始前後に指令課と連携を図る等、十分に留意すること。

#### 【連絡先】

消防庁救急企画室

担当：定岡・石田・上西

電話 03-5253-7529